

公費負担の対象とその限度額

公費負担の対象				公費負担の限度額（単価）		1の契約と2の契約のいずれかを選択する	
選挙運動用自動車	1	一般運送契約 (ハイヤー等)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日について は1台に限る)	各日について 64, 500円			
	2 その他の契約	(1) 自動車借り入れ契約(レンタル)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日について は1台に限る)	各日について 16, 100円	注) ① 契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約にかかる業務を業として行う者に限る。		
		(2) 燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	選挙運動の日数× 7, 700円	② 選挙運動期間中で1(一般運送契約)を選択した日数は、2(その他の契約)の計算では選挙運動の日数から除いて計算する。		
		(3) 運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額 (同一の日について は1人に限る)	各日について 12, 500円			
ポスターの作成	当該候補者を通じて、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（ポスター掲示場数×1.1以内）を乗じた金額 本市のポスター掲示場は現在495箇所 545枚まで公費負担（掲示場数の1.1倍）				(ポスター掲示場が500箇所以下の場合) $\frac{586\text{円}88\text{銭} \times 495\text{箇所} + 316,250\text{円}}{\text{ポスター掲示場数 } 495}$ 単価 1, 226円		
ビラの作成	当該候補者を通じて、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（市長選挙16,000枚、市議会議員選挙4,000枚以内）を乗じた金額 ※ビラの種類については、2種類以内				1枚あたりの作成単価 8円38銭		
					・伊勢崎市長選挙における限度額 $8.38\text{円} \times 16,000\text{枚} = 134,080\text{円} (+10,400\text{円})$ ・伊勢崎市議会議員選挙における限度額 $8.38\text{円} \times 4,000\text{枚} = 33,520\text{円} (+2,600\text{円})$		